

「滋賀県立総合病院で使用する電気」に関する質問への回答書

NO.	質問内容	回答
1	<p>【入札内訳書について】 入札書に内訳を記載するので、別途入札内訳書の提出は不要と考えてよいでしょうか。</p>	<p>内訳書については、入札時点では任意での提出とします。 入札時点で提出される場合は、任意書式で入札書に同封してください。 入札時点で提出されない場合、開札後、入札書に記載された金額の算出根拠や計算式を確認するために内訳書の提出を求める場合がありますのでご了解ください。</p>
2	<p>【料金の請求について】 契約書第11条及び第13条にて「受注者が使用電力量等を計量し、検査合格後に電気料金を請求できる」といった旨が記載されておりますが、弊社では通知書の発行は行わず、請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。 文面：計量⇒検査⇒請求 実情：計量⇒請求・内訳送付 契約書文面をご変更いただく必要はございませんが、弊社では計量結果の報告を請求書発行前に別途行うといった対応を行っておりません。 また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>了承します。</p>